

環 備 - 6 1 6
令和3年2月24日

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会
会長 山岡 緑三郎 様 様

秋田県生活環境部長
(公 印 省 略)

今季の高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえた患畜の
死体等の処理体制整備の徹底について (通知)

本県の廃棄物行政の推進については、日頃から御協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年2月19日付け事務連絡で、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課及び廃棄物規制課より、別添のとおり通知がありました。

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく患畜又は疑似患畜の死体及び汚染物品の焼却においては、既存の廃棄物焼却施設の活用も可能であるため、患畜又は疑似患畜の死体及び汚染物品の処理体制の構築に御協力いただけるよう、貴会員に対し周知していただきますようお願いいたします。

【担当】

秋田県生活環境部 環境整備課
廃棄物対策班 佐々木

電 話：018-860-1624

F A X：018-860-3835

E-mail：recycle@pref.akita.lg.jp



事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 19 日

各都道府県・政令市
一般廃棄物行政主管部（局）御中
産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
廃 棄 物 規 制 課

今季の高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえた患畜の死体等の処理体制
整備の徹底について

廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力いただき、ありがとうございます。

標記について、別紙のとおり農林水産省消費・安全局動物衛生課長から各都道府県畜産主務部長あて事務連絡がなされましたので、送付いたします。家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく患畜又は疑似患畜の死体及び汚染物品の焼却においては、既存の廃棄物焼却施設の活用も可能であるため、貴部（局）におかれましても、畜産主務部における患畜又は疑似患畜の死体及び汚染物品の処理体制の構築に万全を期すよう御協力いただくとともに、貴管内市町村に対する周知方宜しくお願いいたします。

なお、別紙事務連絡の内容については、当省との協議を踏まえたものであることを申し添えます。



写

事務連絡
令和3年2月19日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

今季の高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえた患畜の死体等の処理体制
整備の徹底について

平素より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

特定家畜伝染病防疫指針において、患畜又は疑似患畜の死体及び汚染物品（以下「死体等」という。）の処理については、埋却地の事前確保が十分でない場合には、利用可能な焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）をリストアップし、あらかじめ発生時の利用について焼却施設等、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整することとしています。また、「家畜伝染病予防法に基づく患畜の死体等の処理体制の整備の徹底について」（平成21年12月24日付け消費・安全局動物衛生課長通知）において、焼却施設等の管理者、所有者等との協議など処理体制の整備に当たって留意すべき事項について通知しているところです。

今季の高病原性鳥インフルエンザについては、昨年11月5日に家きん農場での発生が確認されて以降発生が継続し、本日までに17県50事例の発生が確認されています。大規模飼養農場における発生、密集地域における続発等により、埋却のみでの処理は困難な事例がみられることから、上記通知内容に留意の上、発生時に、死体等の処理方法や処理施設が定められていないために迅速かつ適切な対応に支障を来すことのないよう、市町村、関係機関、関係団体等と連携の上、円滑な死体等の処理体制の構築に万全を期すようお願いいたします。

つきましては、改めて、都道府県内の焼却施設等のリストアップに加え、円滑な死体等の運搬及び処理体制について確認し、迅速な処理を行う上で改善事項が確認された場合には、市町村、関係機関、関係団体等との調整の上、早急に対応いただきますようお願いいたします。

なお、このことについて、貴都道府県内の市町村、関係機関、関係団体等にもお知らせいただきますようお願いいたします。

また、当通知の内容については、環境省の担当部局との協議を踏まえ、環境省からも各都道府県等廃棄物担当部局に対しお知らせいただくよう依頼していることを申し添えます。

以上



21消安第9815号
平成21年12月24日

都道府県家畜衛生主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

家畜伝染病予防法に基づく患畜の死体等の処理体制の整備の徹底について

平素より、家畜衛生行政の推進に御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、現在、周辺諸外国で口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザをはじめとした重要な家畜伝染病の発生が確認されており、我が国への侵入リスクについても高い状況が続いています。こうした状況にある中で、「家畜防疫を総合的に推進するための指針」(平成13年9月6日農林水産大臣公表)や「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(平成16年11月18日農林水産大臣公表)等において、都道府県及び市町村は、家畜伝染病の集団発生等により多数の死体及び汚染物品(以下「死体等」という。)が生じる場合を想定し、これらの焼却、埋却及び化製処理(以下「焼埋却等」という。)が可能な施設のリストアップ並びに関係団体が行う死体等の運搬及び処理体制の整備についての指導・推進に努めることとされています。

家畜伝染病の発生時に、死体等の処理方法や処理施設が定められていないために迅速かつ適切な対応に支障を来すことのないよう、都道府県、市町村、関係機関等においては連携の上、日頃より円滑な死体等の処理体制の構築に万全を期しておくことが重要です。

しかしながら、本年8月に高病原性鳥インフルエンザの患畜等の焼埋却等が可能な施設との調整状況の調査を行ったところ、各都道府県及び市町村において、施設のリストアップは概ね行われているものの、当該施設の管理者、所有者等との協議など処理体制の整備まで完了している地域は少ないことが明らかとなりました。

つきましては、下記の事項に留意の上、家畜の種類に応じ、都道府県内の焼埋却等が可能な施設のリストアップに加え、円滑な死体等の運搬及び処理体制について再確認し、迅速な処理を行う上で改善すべき事項が確認された場合に

は、市町村、関係機関等と調整の上、早急に対応いただきますようお願いいたします。

なお、このことについて、貴都道府県内の関係市町村にもお知らせいただきますようお願いいたします。

また、当通知の内容については、環境省の担当部局との協議を踏まえたものとなっております。

記

- 1 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「家伝法」という。）に基づき家畜防疫員の指示の下で行われる家畜の死体等の焼却及び埋却については、家伝法は家畜の伝染性疾病のまん延防止等の観点から、緊急時の措置を規定するものであるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）の規定に優先して適用されるため、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）別表第 2 に掲げられた基準を満たすと認められる場所であれば、廃掃法に基づく廃棄物処理施設の許可の有無にかかわらず実施可能であること。
- 2 循環型社会形成推進交付金又は廃棄物処理施設整備費補助金の交付を受けて整備された一般廃棄物処理施設であっても、「廃棄物処理施設の財産処分について」（平成 20 年 10 月 17 日環廃対発第 081017003 号）第 2 の 2 の（2）に掲げる要件を満たすものであれば、家伝法に基づく死体等の処理を行うことは可能であること。
- 3 家畜の死体の処理の過程においては、家伝法に基づき、家畜防疫員の管理の下、病原体の散逸防止措置が適切に図られていれば、防疫上の問題はないこと。
- 4 家畜の死体等の焼却を廃棄物処理施設で行う場合は、家畜防疫員の管理の下、適正に処理すれば、作業従事者等に対する防疫上の問題はないこと。また、家畜の死体等の焼却炉への投入作業等を、家畜防疫員、家畜防疫員に委託された者等、通常の廃棄物焼却施設等における作業従事者以外の者が行うことも想定されることから、あらかじめ、市町村、当該施設等の設置者等を含む関係者と協議の上、各都道府県において、運搬や焼却炉への投入等の作業及び家畜の死体等の適切な燃焼のためのマニュアル等を整備し、作業手順、作業人員の体制等を具体的に定めておくとともに、これに基づく訓練等を実

施することが重要であること。

- 5 多数の家畜の死体が生じ、発生都道府県内だけでは死体の処理が困難な場合において、速やかに死体処理ができるよう、あらかじめ関係市町村、隣接県等と十分な調整を行った上で、死体等の処理要領を作成することが重要であること。